特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	母子保健事業関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は、母子保健事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、次の事務を行う。 ・保健指導の実施又は保健指導の勧奨に関する事務 ・新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・未熟児の訪問指導の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　42、80、95、96、125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒668-8666　豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所　総務部　総務課

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒668-8666　豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所　こども未来部　こども未来課
9．規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1．対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2．取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3．重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業　　[　　]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　　[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。 また、宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 健康福祉部健康増進課	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部健康増進課	事後	
令和1年6月25日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	②所属長 課長 久保川 伸幸	②所属長の役職名 課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－3 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け～		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－3 特定個人情報の使用権限のない者～		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		○委託しない	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－5 特定個人情報の提供・移転		○提供・移転しない	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－6 情報提供ネットワークシステムとの接続		○接続しない（入手）、○接続しない（提供）	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－8 監査		○自己点検	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ－9 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	2019/6/28	2020/3/27	事前	再実施
令和2年3月23日	Ⅱ－1	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和2年3月23日	Ⅱ－2	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和3年8月26日	Ⅰ－4．－②	①番号法第19条第7号	①番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月26日	公表日	2020/3/27	2021/9/3	事前	
令和5年4月7日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 豊岡市役所 健康福祉部健康増進課	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 こども未来部 こども未来課	事前	令和5年4月1日組織改編に伴うもの
令和5年4月7日	公表日	2021/9/3	2023/4/7	事前	令和5年4月1日組織改編に伴うもの
令和5年4月7日	Ⅰ－1．－②	・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務		事前	令和5年4月1日組織改編に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅰ－5-①部署	健康福祉部健康増進課	こども未来部こども未来課	事後	令和5年4月1日組織改編に伴うもの
令和7年3月14日	Ⅱ－1対象人数	令和2年2月29日時点	令和7年2月28日時点	事前	再実施
令和7年3月14日	Ⅱ－2取扱者数	令和2年2月29日時点	令和7年2月28日時点	事前	再実施
令和7年3月14日	Ⅳ-8人手を介在させる作業		十分である	事前	様式変更に伴う追加項目
令和7年3月14日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策		目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	様式変更に伴う追加項目
令和7年3月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第五号） ・別表第一省令第第40条	番号法第9条第1項 別表70の項	事後	番号法の改正
令和7年3月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ①番号法第19条第8号及び別表第二別表（26、56の2、87の項） ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第19、30、44条 （別表第二における情報照会の根拠） ①別表第二（70の項） ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第39条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、95、96、125の項	事後	番号法の改正